

日本気象学会特定個人情報等取扱規程

制定 2016年1月26日

公益社団法人日本気象学会は、「特定個人情報の適正な取扱に関する基本方針」3項に基づき、安全管理措置に関する特定個人情報等取扱規程を以下のとおり定める。

1. 組織的安全管理措置

- (1) 個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という）は次の各号に定める利用目的に限定し適正に利用する。
- ① 紹介・退職紹介の源泉徴収票に関する事務
 - ② 地方税に関する事務
 - ③ 雇用保険法に関する事務
 - ④ 健康保険法・厚生年金保険法に関する事務
 - ⑤ 労働者災害補償保険法に関する事務
 - ⑥ 国民年金法第3号被保険者制度に関する事務
 - ⑦ 報酬等の支払調書に記載し所管税務署長に提出する事務
- (2) 特定個人情報管理者を理事長とし、特定個人情報等の管理の最高責任者とする。
- (3) 特定個人情報責任者を事務局長とする。特定個人情報管理者を助け、コンプライアンス、リスク評価、セキュリティー対策の企画・立案をする。
- (4) 特定個人情報等の事務取扱担当者を総務部長とする。特定個人情報責任者の指示を受け、特定個人情報等の取得・保管・利用・廃棄の事務、並びに他の職員への制度の周知等を担当する。
- (5) 事務取扱担当者は、他の職員や部外からの問合せの窓口事務を担当する。

2. 人的安全管理措置

- (1) 特定個人情報管理者及び特定個人情報責任者は事務取扱担当者を監督する。
- (2) 事務取扱担当者は、その他の職員が特定個人情報等を第三者に漏洩、開示、提供、又は不正に利用しないよう秘密の保持について繰り返し周知、教育する。
- (3) 事務取扱担当者は、その事務取扱担当者である期間中及びそれを退いた後も特定個人情報等を第三者に漏洩、開示、提供、又は自らが不正に利用してはならない。

3. 物理的安全管理措置

- (1) 特定個人情報等は、オフラインPCを用いて専用の記録媒体にパスワードを掛け書き込み保存する。参照等の利用後は、記録媒体を鍵のかかる金庫で厳重に保管する。特定個人情報等はプリントアウトしない。
- (2) 職員等から提示、職員以外から提供を受けた特定個人情報等は本人確認及び保存

のために記録媒体に読み込んだ後、紙ベース書類は溶解処理に出すなどして紙ベースで残さない。

- (3) 利用のために特定個人情報等の保存ファイルを開いて参照利用する場合は、後方から「のぞき見」されることがないよう配慮する。

4. 技術的安全管理措置

- (1) 特定個人情報等を記録した専用の記録媒体及び保存したファイルは、事務取扱担当者がパスワードを掛け、パスワードを適宜変更するなどして管理し、またむやみに開示しない。
- (2) 参照等の利用のために開いた特定個人情報ファイルは、PCに利用の痕跡が残らないよう削除を励行する。オフラインPCはネットワークに接続せず、不正アクセスによる漏出等が起こらないよう配慮する。

5. 改廃

本規程の改廃は理事会において行う。